

# 東京兵庫県人会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて郷土の発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 (名称及び組織)

本会は、東京兵庫県人会と称し、東京都及びその近郊に居住する兵庫県出身者及び兵庫県にゆかりのある者並びに会長の承認する者をもって組織する。

### 第3条 (事務局)

1. 本会は、事務局を、兵庫県東京事務所に置く。
2. 事務局長を兵庫県東京事務所長をもって充てる。

### 第4条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 兵庫の情報発信事業
- (2) 交流事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第5条 (会員)

1. 東京都及びその近郊に居住する兵庫県出身者及び兵庫県にゆかりのある者並びに会長の承認する者で、本会の趣旨に賛同して入会した者をもって、会員とする。
2. 会員は、次条に定める会費を納入しなければならない。

### 第6条 (会費)

1. 会費は年会費及び臨時会費とする。
2. 年会費は、下表のとおりとする。

役職等	金額
会長	50,000円
副会長	30,000円
幹事長	20,000円
名誉顧問、常任幹事	10,000円
顧問、幹事	5,000円
監事、一般会員	3,000円

(上記の金額は令和4年度から適用する。)

3. 臨時会費は、第4条第1号及び第2号の事業に参加した会員から徴収するものとして、その額は、そのつど定める。

## 第3章 役員及び顧問

### 第7条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

### 第8条 (職務)

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 監事は、事務の執行及び会計を監査する。

### 第9条 (選任)

役員は、総会において、会員の中から選任する。

#### 第10条（名誉顧問、顧問、特別顧問）

1. 本会に、名誉顧問、顧問及び特別顧問を若干名置くことができる。
2. 名誉顧問、顧問及び特別顧問は、会長が委嘱する。
3. 名誉顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
4. 顧問又は特別顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

#### 第11条（幹事長、常任幹事、幹事）

1. 本会に、幹事長、常任幹事若干名、幹事若干名を置くことができる。
2. 事務局長は常任幹事を兼ねることができる。
3. 幹事長、常任幹事、幹事は、会長が委嘱する。
4. 幹事長は、会長の命を受け、会務を執行する。
5. 常任幹事は、常務に関する事項について、会長の命を受け、事業を執行する。
6. 幹事は、会長の命を受け、事業を執行する。
7. 会長が命ずる常務に関することを審議するため、常任幹事会をおく。
8. 常任幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。また、必要に応じて幹事の参加を求めることができる。

#### 第12条（任期）

1. 役員、幹事長、常任幹事及び幹事(以下「役員等」という。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員等は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

### 第4章 総会

#### 第13条（総会）

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。

#### 第14条（招集）

総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

#### 第15条（議事）

総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第16条（会則の改正、予算及び決算）

本会の会則の改正、収支予算及び収支決算は、総会の承認を得なければならない。

### 第5章 会計

#### 第17条（経費支弁）

本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

#### 第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章

#### 第19条（施行規則）

この会則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。